

議案第19号

松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条第1項及び第2項の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第5条第4項中「前項の規定により職員」の次に「（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給）」とあるのは、「昇給しないもの」とする」を「の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。